

入札説明書に係る新旧対照表

令和6年11月22日

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
1											別紙1 入札説明書等に関する説明会等参加申込書 別紙2 入札説明書等に関する質問書 別紙3 入札説明書等に関する第1回個別対話参加申込書及び個別対話の議題 別紙4 入札説明書等に関する第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題 別紙5 入札説明書等に関する第3回個別対話参加申込書及び個別対話の議題 別紙6 閲覧資料貸出申込書兼誓約書	別紙1 入札説明書等に関する説明会等参加申込書 別紙2 入札説明書等に関する質問書 別紙3 入札説明書等に関する第1回個別対話参加申込書及び個別対話の議題 別紙4 入札説明書等に関する第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題 <u>別紙5 入札説明書等に関する第3回個別対話参加申込書及び個別対話の議題</u> 別紙6 閲覧資料貸出申込書兼誓約書
2	7	第2章	第12節							第12節 事業スケジュール(予定)	事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。	事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。 <u>ただし、付帯施設(付帯事業)については、事業者の提案により先行して実施することができる。</u>
3	11	第2章	第14節	7						表 2-3 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	施設区分:整備対象施設 機能:防災公園 運営収入:なし	施設区分:整備対象施設 機能:防災公園 運営収入: <u>あり(利用料金収入)</u>
4	18	第4章								第4章 事業者募集等のスケジュール	令和6年12月13日(金) 入札説明書等に関する第2回質問受付締切 令和7年1月上旬 入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表 令和7年2月7日(金) 参加表明書及び資格審査書類の受付締切 令和7年2月中旬 資格審査結果通知 令和7年2月21日(金) 入札説明書等に関する第2回個別対話受付締切 令和7年3月3日(月)、4日(火) 入札説明書等に関する第2回個別対話 令和7年3月中旬 入札説明書等に関する第2回個別対話結果の公表	令和6年12月13日(金) 入札説明書等に関する第2回質問及び個別対話受付締切 <u>令和6年12月24日(火)、25日(水)入札説明書等に関する第2回個別対話</u> 令和7年1月下旬 入札説明書等に関する第2回質問・回答 <u>及び個別対話結果の公表</u> 令和7年2月7日(金) 参加表明書及び資格審査書類の受付締切 令和7年2月中旬 資格審査結果通知 令和7年2月21日(金) 入札説明書等に関する第3回個別対話受付締切 令和7年3月3日(月)、4日(火) 入札説明書等に関する第3回個別対話 令和7年3月中旬 入札説明書等に関する第3回個別対話結果の公表 令和7年4月11日(金) 入札及び提案に係る書類の受付締切
5	19	第4章	第2節	3	(3)					3. 資料の閲覧及び貸出	(3) 資料の貸出:CDにて貸出す。希望者は、「別紙5 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。	(3) 資料の貸出:CDにて貸出す。希望者は、「 <u>別紙6</u> 閲覧資料貸出申込書兼誓約書」を提出すること。
6	20	第5章	第2節	6	(3)					6. 入札説明書等に関する第2回質問・回答	(3) 回答:令和7年1月 <u>下旬</u> に本市ホームページにおいて公表する。	(3) 回答:令和7年1月 <u>下旬</u> に本市ホームページにおいて公表する。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
7	20	第5章	第2節	7						7. 入札説明書等に関する第2回個別対話	—	7. 入札説明書等に関する第2回個別対話 事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。 (1) 実施日: 令和6年12月24日(火)、令和6年12月25日(水) (2) 実施場所: 24日(火)産業文化センター4階第1学習室(控室: 1階小会議室) 25日(水)産業文化センター2階第4会議室(控室: 2階第2会議室) (3) 参加資格: 本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は現地参加を3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で16名以内とする。ただし、個別対話は、Web形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用するWeb会議用の資機材は事業者が準備すること。 (4) 受付期間: 令和6年12月13日(金)正午まで (5) 受付方法: 「別紙4 入札説明書等に関する第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記第5章第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。日時等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。なお、提出の際、「別紙2 入札説明書等に関する質問書」を含め、同じ内容の質問を重複して記入することがないようにすること。 (6) 位置づけ等: 個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和7年1月下旬に本市ホームページにおいて公表する。
8	21	第5章	第2節	8						8. 入札説明書等に関する第3回個別対話	7. 入札説明書等に関する第2回個別対話 事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。 (1) 実施日: 令和7年3月3日(月)、令和7年3月4日(火) (2) 実施場所: 産業文化センター2-4 会議室(控室: 2-2会議室) (3) 参加資格: 本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は現地参加を3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で16名以内とする。ただし、個別対話は、Web形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用するWeb会議用の資機材は事業者が準備すること。 (4) 受付期間: 令和6年2月21日(金)正午まで (5) 受付方法: 「別紙4 入札説明書等に関する第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記第5章第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。提出の際、「別紙2 入札説明書等に関する質問書」を含め、同じ内容の質問を重複して記入することがないようにすること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。 (6) 位置づけ等: 個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和7年3月中旬に本市ホームページにおいて公表する。	8. 入札説明書等に関する第3回個別対話 事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。 (1) 実施日: 令和7年3月3日(月)、令和7年3月4日(火) (2) 実施場所: 産業文化センター2-4 会議室(控室: 2-2会議室) (3) 参加資格: 本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は現地参加を3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で16名以内とする。ただし、個別対話は、Web形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用するWeb会議用の資機材は事業者が準備すること。 (4) 受付期間: 令和7年2月21日(金)正午まで (5) 受付方法: 「別紙5 入札説明書等に関する第3回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記第5章第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。 (6) 位置づけ等: 個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和7年3月中旬に本市ホームページにおいて公表する。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
9	24	第5章	第4節							第4節 入札予定価格	事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」、「②維持管理及び運営業務のサービス対価」からなるサービス対価の予定価格は、15,903,162,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。	事業契約書に定める「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」、「②開業準備業務のサービス対価」、「③維持管理及び運営業務のサービス対価」からなるサービス対価の予定価格は、15,903,162,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。
10	29	第7章	第5節		(1)					第5節 資金計画・事業収支計画に関する条件	(1) 設計業務に係るサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、基本設計及び実施設計の完了払として、当該請求を受けた日から30日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。	(1) 設計業務に係るサービス対価は、事業者からの請求手続を経て、基本設計の完了払及び実施設計の完了払として、当該請求を受けた日から30日以内にそれぞれ支払うものとして計画すること。
11	30	第7章	第5節		(10)					第5節 資金計画・事業収支計画に関する条件	(10) 維持管理及び運営業務のサービス対価は、令和11年2月に、以降、令和31年5月まで年4回、当該請求を受けた日から30日以内に支払うものとして計画すること。原則として、令和11年11月以降の支払いについて、修繕費を除き毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。	(10) 維持管理及び運営業務のサービス対価は、令和10年5月に、以降、令和31年5月まで年4回、当該請求を受けた日から30日以内に支払うものとして計画すること。原則として、令和11年11月以降の支払いについて、修繕費を除き毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。
12	30	第7章	第5節							(参考)国土交通省補助金に係るスケジュールイメージ	—	(参考)国土交通省補助金に係るスケジュールイメージ ※国土交通省の場合、早期着手手続きにより4月1日に交付決定がなされるため、4月1日から工事が可能(継続して建設業務の実施が可能)

要求水準書に係る新旧対照表

令和6年11月22日

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
1	○												閲覧資料	閲覧資料 10 (参考) <u>令和 5 年度 広場公園の指定管理業務における収支</u>	閲覧資料 10 (参考) <u>令和3～ 5 年度 広場公園の指定管理業務における収支</u> 閲覧資料11 <u>防災公園のエリア区分図(SFCファイル)</u> 閲覧資料12 <u>防災備蓄倉庫図面(鶴沼朝日町)</u> 閲覧資料13 <u>令和3～5年度 広場公園の光熱水費</u> 閲覧資料14 <u>現総合体育館の器具リスト(体操器具以外)</u> 閲覧資料15 <u>現総合体育館の備品リスト</u>
2	○			7	第1章	第5節	7	(2)	エ				表 1 2 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	施設区分:整備対象施設 機能:防災公園 運営収入:なし	施設区分:整備対象施設 機能:防災公園 運営収入: <u>あり(利用料金収入)</u>
3	○			10	第1章	第5節	11						11. 事業スケジュール(予定)	事業スケジュールは以下を予定する。	事業スケジュールは以下を予定する。 <u>ただし、付帯施設(付帯事業)については、事業者の提案により先行して実施することができる。</u>
4	○			16	第1章	第7節	4	(2)					表 1-7 体育館等の利用料金	—	(税込)
5	○			32	第1章	第4節	1	(3)	キ					キ 観客等が来場することを踏まえ、 <u>2階は下足での利用を基本とする。</u>	キ 来場する観客等の利便性を踏まえ、 <u>興行等の際には下足のまま2階の観覧席や観客用のトイレ等が利用できるよう計画すること。</u>
6	○			34	第1章	第4節	1	(7)	ス				(7) 建物内部(天井、床、壁及び窓等)	ス 利用者にとって、 <u>上履き専用のエリアと、原則外履きのエリア(2階の観覧席など、原則外履きだが、市民大会等の際に上履きで利用することも考えられるエリア)が、明確にわかるよう、仕上げの材料等を工夫すること。</u>	ス 利用者にとって、 <u>上履きエリアと外履きエリアが明確にわかるよう、仕上げの材料等を工夫すること。</u>
7	○			34	第1章	第4節	3						3. 設備計画の考え方	設備計画は、「建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、令和3年度版)」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備の計画を行うこと。 なお、「添付資料7 電気・機械要求性能表(参考)」の設備計画を <u>標準案</u> として、事業者の創意工夫ある提案を期待する。	設備計画は、「建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、令和3年度版)」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備の計画を行うこと。 なお、「添付資料7 電気・機械要求性能表」の設備計画を <u>最低基準</u> として、事業者の創意工夫ある提案を期待する。
8	○			35	第1章	第4節	3	(2)	イ			(a)	イ 通信設備	(a) 情報通信の「LAN設備」対象室(「添付資料7 電気・機械要求性能表(参考)」参照)において、有線LAN用の配管配線・情報コンセント(中継HUBを含む)を設け、無線LAN(Wi-Fiルーター含む)が利用できるよう整備すること。	(a) 情報通信の「LAN設備」対象室(「添付資料7 電気・機械要求性能表」参照)において、有線LAN用の配管配線・情報コンセント(中継HUBを含む)を設け、無線LAN(Wi-Fiルーター含む)が利用できるよう整備すること。
9	○			36	第1章	第4節	3	(2)	エ			(a)	エ 電話・施設内放送・テレビ受信設備	(a) 電話、テレビ放送受信設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと(「添付資料7 電気・機械要求性能表(参考)」参照)。	(a) 電話、テレビ放送受信設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと(「添付資料7 電気・機械要求性能表」参照)。
10	○			36	第1章	第4節	3	(2)	エ			(b)	エ 電話・施設内放送・テレビ受信設備	(b) 各諸室からの職員応答等のため、内線電話設備等を設置すること(「添付資料7 電気・機械要求性能表(参考)」参照)。	(b) 各諸室からの職員応答等のため、内線電話設備等を設置すること(「添付資料7 電気・機械要求性能表」参照)。
11	○			36	第1章	第4節	3	(2)	エ			(c)	エ 電話・施設内放送・テレビ受信設備	(c) 放送設備は、館内の案内放送並びに、消防法による非常警報設備として拡声設備を設置すること。なお、放送アンプ架は事務室に設置すること(「添付資料7 電気・機械要求性能表(参考)」参照)。	(c) 放送設備は、館内の案内放送並びに、消防法による非常警報設備として拡声設備を設置すること。なお、放送アンプ架は事務室に設置すること(「添付資料7 電気・機械要求性能表」参照)。
12	○			38	第1章	第4節	3	(3)	ア			(a)	ア 空調設備	(a) 原則として、空調(冷暖房)設備は「添付資料7 電気・機械要求性能表(参考)」に示す諸室を対象とすること。	(a) 原則として、空調(冷暖房)設備は「添付資料7 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
13	○			42	第1章	第4節	4	(1)	ウ			(i)	ウ 観覧席	(i) 市民大会時や日常的な利用に配慮して、競技エリアから2階観覧席に容易にアクセスできることが望ましいが、 <u>原則として外履きエリアとなる観覧席から競技エリアに砂等が持ち込まれないよう配慮すること。</u>	(i) 市民大会時や日常的な利用に配慮して、競技エリアから2階観覧席に容易にアクセスできることが望ましいが、観覧席から競技エリアに砂等が持ち込まれないよう配慮すること。
14	○			55	第1章	第5節		(6)				(c)	(6) プレイゾーン（臨時駐車場）	なお、令和6年の夏休み期間に中学生以下の市民を対象とし、プレイゾーンの活用に関するアイデアコンテストを市が実施するため、その結果も参考にされたい。(アイデアコンテストの実施結果については <u>令和6年の秋頃に</u> 本市のウェブサイトにて <u>公表する予定。</u>)	なお、令和6年の夏休み期間に中学生以下の市民を対象とし、プレイゾーンの活用に関するアイデアコンテストを市が実施するため、その結果も参考にされたい。(アイデアコンテストの実施結果については本市のウェブサイトにて <u>公表中。</u>)
15	○			64	第4章	第1節	3						3. 業務遂行上の留意点	ア 事業者は、開業準備業務の実施に先立ち、実施体制、実施行程、必要な業務項目を記載した開業準備業務計画書を作成の上、業務開始の <u>2か月前</u> までに本市に提出し、その内容について本市の承認を受けること。	ア 事業者は、開業準備業務の実施に先立ち、実施体制、実施行程、必要な業務項目を記載した開業準備業務計画書を作成の上、業務開始の <u>1か月前</u> までに本市に提出し、その内容について本市の承認を受けること。
16	○			67	第5章	第1節	3						3. 維持管理業務に係る仕様書	なお、維持管理業務仕様書は、本市の承諾を得た上で、本施設を本市へ引き渡す予定日の <u>2か月前</u> の日までに本市へ提出すること。	なお、維持管理業務仕様書は、本市の承諾を得た上で、本施設を本市へ引き渡す予定日の <u>1か月前</u> の日までに本市へ提出すること。
17	○			68	第5章	第1節	4						4. 維持管理業務計画書	なお、維持管理業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については本施設を本市へ引渡す予定日の <u>2か月前</u> の日)までに本市へ提出すること。	なお、維持管理業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については本施設を本市へ引渡す予定日の <u>1か月前</u> の日)までに本市へ提出すること。
18	○			69	第5章	第1節	7	(2)					(2) 業務実施体制の届出	事業者は、維持管理業務の実施に当たり、その実施体制(総括責任者、維持管理業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。))を、本施設を本市へ引渡す予定日の <u>2か月前</u> までに本市に提出すること。	事業者は、維持管理業務の実施に当たり、その実施体制(総括責任者、維持管理業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。))を、本施設を本市へ引渡す予定日の <u>1か月前</u> までに本市に提出すること。
19	○			77	第5章	第8節							第8節 修繕業務	事業者は、建築物、建築設備、外構等について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕を対象とし、大規模修繕を含まないものとする。 <u>また、既存施設について、「添付資料20 各務原市スポーツ施設個別施設計画」に記載されている計画修繕は本市が行うものとする。</u>	事業者は、建築物、建築設備、外構等について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、 <u>既存施設及び整備対象施設の経常修繕及び計画修繕を対象とし、大規模修繕を含まないものとする。なお、既存施設について、「添付資料20 各務原市スポーツ施設個別施設計画」に記載されている計画修繕は本市が行うものとする。</u>
20	○			78	第6章	第1節	3						3. 運営業務に係る仕様書	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを作成すること。 具体的な内容等については、事業者が提案し、本市が承認するものとする。 なお、運営業務仕様書及び運営マニュアルは、本市の承諾を得た上で、運営開始予定日の <u>2か月前</u> の日までに本市へ提出すること。	事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアルを作成すること。 具体的な内容等については、事業者が提案し、本市が承認するものとする。 なお、運営業務仕様書及び運営マニュアルは、本市の承諾を得た上で、運営開始予定日の <u>1か月前</u> の日までに本市へ提出すること。
21	○			78	第6章	第1節	4						4. 運営業務計画書	なお、運営業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については運営開始予定日の <u>2か月前</u> の日)までに本市へ提出すること。	なお、運営業務計画書は、本市の承諾を得た上で、当該業務実施年度の前年度の2月末日(ただし、最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については運営開始予定日の <u>1か月前</u> の日)までに本市へ提出すること。
22	○			79	第6章	第1節	7	(2)					(2) 業務実施体制の届出	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。))を開業準備期間の開始 <u>2か月前</u> までに本市に届け出ること。	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)及び名簿等を含む。))を開業準備期間の開始 <u>1か月前</u> までに本市に届け出ること。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	変更前	変更後
23		7											添付資料7 電気・機械要求性能表	○メインアリーナ 電灯:1500以上	○メインアリーナ 電灯:1500以上※
24		7											添付資料7 電気・機械要求性能表	—	※バスケットボール及びバレーボールのセンターコート1面の場合における競技エリア(コートライン内及びコートライン外プレイエリア)は1500Lxとし、その他は1,000Lx以上とすること
25		24											添付資料24 造成工事完了時仮駐車場位置図	—	(修正:仮駐車場エリアを拡大、駐車場仕様の追記)
26			10										閲覧資料10(参考)令和3～5年度 広場公園の指定管理業務における収支	—	(修正:令和3年度、令和4年度分の追加)
27			11										閲覧資料11 防災公園のエリア区分図(SFCファイル)	—	(追加)
28			12										閲覧資料12 防災備蓄倉庫図面(鵜沼朝日町)	—	(追加)
29			13										閲覧資料13 令和3～5年度 広場公園の光熱水費	—	(追加)
30			14										閲覧資料14 現総合体育館の器具リスト(体操器具以外)	—	(追加)
31			15										閲覧資料15 現総合体育館の備品リスト	—	(追加)

様式集及び作成要領に係る新旧対照表

令和6年11月22日

No	ファイル	書類名	様式 番号	I	(1)	1	①	項目等	変更前	変更後
1	ワード 編			II				<入札書類審査 に係る提出書類 の構成 3/5> 平面詳細図	平面詳細図(：什器備品等配置含む)(S=1/100~1/200程度) ※下記の諸室を含むよう作成すること ・メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、キッズルー ム、提案施設(任意)	平面詳細図(什器・備品等の配置を確認できるもの)(S=適宜) ※下記の諸室を含むよう作成すること ・メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、キッズルー ム、提案施設(任意)
2	ワード 編			II				<入札書類審査 に係る提出書類 の構成 5/5> 初期投資費見積 書	③初期投資費見積書(防災公園内訳1:建築物以外) 様式:指定 NO:J-1-3 枚数制限:適宜 用紙サイズ:A3 ④初期投資費見積書(防災公園内訳2:建築物) 様式:指定 NO:J-1-4 枚数制限:適宜 用紙サイズ:A3	③初期投資費見積書(防災公園内訳1:建築物以外) 様式:指定 NO:J-1-3及び別紙 枚数制限:適宜 用紙サイズ:A3(別紙A4) ④初期投資費見積書(防災公園内訳2:建築物) 様式:指定 NO:J-1-4及び別紙 枚数制限:適宜 用紙サイズ:A3(別紙A4)
3	ワード 編			III	(2)	2	②	入札書類審査に 関する提出書類	・提案書の各項目に様式Noのインデックスを付けること。	・提案書の分類毎に分類Noのインデックスを付けること。
4	ワード 編	入札価格計算書	A-4						2. 維持管理及び運営業務のサービス対価	3. 維持管理及び運営業務のサービス対価
5	エクセ ル編	備品等リスト	H-19					単位	—	(金額単位:千円)
6	エクセ ル編	建設業務に含む什 器・備品等リスト	H-20					単位	—	(金額単位:千円)
7	エクセ ル編	資金収支計画表 ①事業収支計画表 (本施設)	I-2-1					注釈 ※3	※3:金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、 参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以 下第1位まで記載してください。	※3:金額については、百円以下を四捨五入して千円まで記載して ください。
8	エクセ ル編	資金収支計画表 ②事業収支計画表 (自主事業及び提案 施設(民間収益用 途))	I-2-2					注釈 ※2	※2:金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、 参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以 下第1位まで記載してください。	※2:金額については、百円以下を四捨五入して千円まで記載して ください。
9	エクセ ル編	資金収支計画表 ④事業収支計画表 (付帯事業)	I-2-4					様式I-2-4 ④事業収支計画 表(付帯事業)	※2:金額については、百円以下を四捨五入して千円まで、また、 参考指標については、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以 下第1位まで記載して下さい。	※2:金額については、百円以下を四捨五入して千円まで記載して 下さい。
10	エクセ ル編	初期投資費見積書 ③初期投資費見積書 (防災公園内訳1:建 築物以外)	J-1-3					調査・設計 —実施設計費	実施設計費 算定根拠:	実施設計費 ※様式J-1-3③別紙を添付ください 算定根拠: 様式J-1-3③別紙
11	エクセ ル編	初期投資費見積書 ③別紙	J-1-3						—	(追加)

No	ファイル	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	変更前	変更後
12	エクセル編	初期投資費見積書 ④初期投資費見積書 (防災公園内訳2:建築物)	J-1-4					調査・設計 —実施設計費	実施設計費 算定根拠:	実施設計費 ※様式J-1-4④別紙その1を添付ください 算定根拠: 様式J-1-4④別紙その1
13	エクセル編	初期投資費見積書 ④初期投資費見積書 (防災公園内訳2:建築物)	J-1-4					工事監理 —工事監理業務費	工事監理業務費 算定根拠:	工事監理業務費 ※様式J-1-4④別紙その2を添付ください 算定根拠: 様式J-1-4④別紙その2
14	エクセル編	初期投資費見積書 (4)別紙その1	J-1-4						—	(追加)
15	エクセル編	初期投資費見積書 (4)別紙その2	J-1-4						—	(追加)
16	エクセル編	収入、開業準備費、 維持管理費及び運営 費見積書(年次計画 表)	J-2					①利用料金等収入・売上(年次計画表)	—	※2: 消費税等及び物価変動を除いた額を記入して下さい。
17	エクセル編	収入、開業準備費、 維持管理費及び運営 費見積書(年次計画 表)	J-2					④運営費(年次計画表)	—	・原則として、令和11年11月以降の支払いについて、修繕費を除き毎回の支払いにおいて定額を支払うものとして計画ください。
18	エクセル編	収入、開業準備費、 維持管理費及び運営 費見積書(年次計画 表)	J-2					⑤その他費用(年次計画表)	—	・原則として、令和11年11月以降の支払いについて、修繕費を除き毎回の支払いにおいて定額を支払うものとして計画ください。

No	本編	別表	頁	第1条	項目等	変更前	変更後
1	○		2	第8条	(本施設の利用料金)	—	(本施設の利用料金) 第8条 令和●年度(20●●年度)の本施設の利用料金は、別表第3のとおりとする。
2		○	3		別表第3 本施設の利用料金(第8条 関係)	—	「別表第3 本施設の利用料金(第8条 関係)」を追加

事業契約書(案)に係る新旧対照表

令和6年11月22日

No	契約書	契約約款	頁	第1章	第1節	第1条	1	(1)	ア	①	項目等	変更前	変更後
1		○	3	第3章		第10条					(事業期間)	開業準備期間:事業者が提案した～令和11年5月末日	開業準備期間:令和●年●月●日～令和11年5月末日
2		○	17	第6章	第1節	第45条	2				(開業準備業務)	2 事業者は、開業準備業務の実施に先立ち、実施体制、実施行程、必要な業務項目を記載した開業準備業務計画書を作成の上、業務開始の2ヶ月前までに本市に提出し、その内容について本市の確認を得なければならない。	2 事業者は、開業準備業務の実施に先立ち、実施体制、実施行程、必要な業務項目を記載した開業準備業務計画書を作成の上、業務開始の1ヶ月前までに本市に提出し、その内容について本市の確認を得なければならない。
3		○	36	第12章		第89条	4		イ		(本市による本事業契約の終了)	イ 本市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使するものとする。この場合において、本市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、本市及び事業者の協議により決定するものとする。なお、前払金があったときは、当該前払金の額を出来形部分に相応する工事費から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、事業者は、解除がこの条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約における利率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第90条、第91条又は第92条の規定によるときにあっては、その余剰額を本市に返還しなければならない。	イ 本市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使するものとする。この場合において、本市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件は、本市及び事業者の協議により決定するものとする。なお、前払金があったときは、当該前払金の額を出来形部分に相応する工事費から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、事業者は、解除が第89条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約における利率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第90条、第91条又は第92条の規定によるときにあっては、その余剰額を本市に返還しなければならない。
4		○	55				3			①	別紙4サービス対価の支払方法(第37条、第41条、第80条、第89条、第97条関係)	本市は、事業者からの請求手続を経て、基本設計及び実施設計の完了払として、当該請求を受けた日から30日以内にそれぞれ支払うこととする。	本市は、事業者からの請求手続を経て、基本設計の完了払及び実施設計の完了払として、当該請求を受けた日から30日以内にそれぞれ支払うこととする。
5		○	56				3			⑨	別紙4サービス対価の支払方法(第37条、第41条、第80条、第89条、第97条関係)	本市は、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和10年2月～3月分)を令和10年5月に、第2回(令和10年4月～6月分)を令和10年8月に、第3回(令和10年7月～9月分)を令和10年11月に、第4回(令和10年10月～12月分)を令和11年2月に、以降、令和31年5月まで年4回、当該請求を受けた日から30日以内に支払うこととする。 このうち、令和10年2月分以降は防災公園(1期工事)の維持管理業務費、令和11年4月分以降は防災公園(2期工事)の維持管理業務費及び広場公園の維持管理業務費及び運営業務費、令和11年6月分以降は体育館の維持管理業務費及び運営業務費を含むものとする。	本市は、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和10年2月～3月分)を令和10年5月に、第2回(令和10年4月～6月分)を令和10年8月に、第3回(令和10年7月～9月分)を令和10年11月に、第4回(令和10年10月～12月分)を令和11年2月に、以降、令和31年5月まで年4回、当該請求を受けた日から30日以内に支払うこととする。 このうち、令和10年2月分以降は防災公園(1期工事)の維持管理業務費・運営業務費、令和11年4月分以降は防災公園(2期工事)及び広場公園の維持管理業務費・運営業務費、令和11年6月分以降は体育館の維持管理業務費・運営業務費を含むものとする。

No	契約書	契約約款	頁	第1章	第1節	第1条	1	(1)	ア	①	項目等	変更前	変更後
6		○	70				2				別紙5サービス対価の改定方法(第81条関係)	・ 改定方法については、毎年6月の「企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和6年)の1月から12月までの指数の平均値と比較して3.0%以上の差が生じた場合において、表7に定める指標に基づき、次年度分以降のサービス対価の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とする。また、物価等が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、本市及び事業者の協議によるものとする。	・ 改定方法については、毎年「企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」の7月から6月までの指数の平均値を用い、前回改定年度の前々年の7月から前年6月までの指数の平均値と比較して1.5%以上の差が生じた場合において、表7に定める指標に基づき、次年度分以降のサービス対価の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とする。また、物価等が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、本市及び事業者の協議によるものとする。
7		○	71				2				別紙5サービス対価の改定方法(第81条関係)	$P(t) = P_s(t) \times CSPI(t-1) / CSPI_s$ <凡例> P(t): t年度(t年4月から(t+1)年3月)のサービス対価 Ps(t): 事業契約書等に示すt年度のサービス対価 CSPI(t-1): (t-1)年の6月の企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index) CSPIs: 前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和6年)1月から12月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)又は消費者物価指数(Consumer Price Index)の平均値 ※ 改定率(CSPI(t-1)/CSPIs)に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	$P(t) = P_s(t) \times CSPI(t-1) / CSPI_s$ <凡例> P(t): t年度(t年4月から(t+1)年3月)のサービス対価 Ps(t): 事業契約書等に示すt年度のサービス対価 CSPI(t-1): (t-2)年の7月から(t-1)年6月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)又は消費者物価指数(Consumer Price Index)の平均値 CSPIs: 前回改定年度の前々年(初回の改定時に対しては令和5年)7月から前年(初回の改定時に対しては令和6年)12月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)又は消費者物価指数(Consumer Price Index)の平均値 ※ 改定率(CSPI(t-1)/CSPIs)に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
8		○	71				2				別紙5サービス対価の改定方法(第81条関係)	<表7 改定に用いる指標> 業務の区分: 光熱水費 使用する指標: 「消費者物価指数(全国)」ー光熱・水道(総務省統計局)	<表7 改定に用いる指標> 業務の区分: 光熱水費 使用する指標: 「消費者物価指数(本市から最も近い都市)」ー光熱・水道(総務省統計局)